

中山間地域の活性化を応援する新しい補助金制度を開始しました！

担当：地域振興・広聴課 佐久間（電話 0979-62-9033）
観光課 山本（電話 0979-62-9035）

中山間地域（三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国）の活性化を図る事業について、地域活性化の取組みに興味のある人や中山間地域で新たなことにチャレンジしたい人に向けた補助制度を開始しました。

中山間地域活性化支援事業補助金

①交流・関係人口創出支援事業補助金（イベント型）

地域外との交流、地域外からの集客を目的に実施するイベントなど単発的に行う事業を支援します。

■補助率 10/10 以内 ■補助限度額 100 万円/年度

②交流・関係人口創出スタートアップ支援事業補助金（継続型）

地域外との交流、地域外からの集客を目的に実施する継続的に行う事業を支援します。

(a)事業運営支援（ソフト）

各種取組みを実施するにあたり、事業運営に関する経費を支援します。

■補助率 10/10 以内 ■補助限度額 100 万円/年度

(b)スタートアップ支援（ハード）

各種取組みを実施するにあたり、ハード整備・備品購入などの経費を支援します。

■補助率 4/5 以内 ■補助限度額 3 年間で 200 万円

③中山間地域活性化事業（提案型）補助金

地域活性化（主として経済面）に資する事業提案の中から事業効果を認められた事業を支援します。

■補助率 10/10 以内 ■補助限度額 4 年間で 1,000 万円

④メイプル耶馬サイクリングロード活用支援補助金

メイプル耶馬サイクリングロードの魅力発信と地域経済の活性化を図ることを目的としたイベント事業に要する経費を支援します。

■補助率 10/10 以内 ■補助限度額 50 万円/年度

申請期間：①～③は令和 5 年 6 月 1 日(木)～令和 5 年 7 月 31 日(月)、④は随時受付